



# 情報処理安全確保支援士 倫理綱領

情報処理安全確保支援士 倫理綱領制定委員会

2019年3月27日 制定

## 【前文】

情報処理安全確保支援士は、社会的通念やモラルに従い、情報セキュリティの専門家としての矜持を保ちつつ、サイバーセキュリティの確保を通じて、公衆の生命・安全・財産を保護し、安全・安心な社会の維持に貢献する。

情報処理安全確保支援士は、その使命を全うするため、品位を保ち、技術の研鑽に励み、国家資格「情報処理安全確保支援士」として、この倫理綱領を遵守し、公正・誠実に行動する。

## 【基本原則】

### 1. 公正と誠実

情報処理安全確保支援士は、業務上の判断を行うにあたり、先入観をもたず、他者からの不当な影響を受けず、常に公正な立場を堅持し、公正・誠実に業務を遂行しなければならない。

#### 【説明】

情報処理安全確保支援士は、公正に業務を遂行するために、自己の偏見や、利益相反、他者の干渉などの影響を排除し、常に客観的な判断に努めなければならない。

情報処理安全確保支援士は、誠実に業務を遂行するために、事実に基づいて適正に判断するとともに、自らの専門領域を認識し、他の関連する分野の専門家と連携するよう努めなければならない。

### 2. 秘密保持

情報処理安全確保支援士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

#### 【説明】

情報処理安全確保支援士が関わる業務では、外部に漏らしてはならない情報に触れる機会が多く、この秘密保持の原則を守ることは非常に重要である。情報処理安全確保支援士は、業務上知り得た情報の機密性を、情報の所有者の事前の同意のある場合や法令に基づく場合など、正当な理由が無い限り、厳守しなければならない。

秘密保持義務は、情報処理の促進に関する法律(以下、「情促法」という。)第25条にも定められている。特に「情報処理安全確保支援士でなくなつた後においても、同様とする。」とされており、注意が必要である。また、違反した場合は、情促法第19条および第51条に基づき、処分が科せられることがある。

### 3. 法令等の遵守

情報処理安全確保支援士は、法令等や専門職としての倫理を遵守しなければならない。

#### 【説明】

情報処理安全確保支援士は、適用される国内外の法令を遵守するのみならず、国内外の規格やガイドライン等を理解し、専門家としての倫理を遵守するよう努めなければならない。

海外での業務では、該当する国や地域で適用される法令を遵守するとともに、文化の相違も考慮するべきである。

### 4. 信用保持

情報処理安全確保支援士は、専門家としての自覚をもち、信用を失墜する行為をしてはならない。

#### 【説明】

情報処理安全確保支援士は、専門家として注意深く行動し、自分自身、所属する組織、及び情報処理安全確保支援士全体の信用を傷つける、又は不名誉となる行為をしてはならない。

情報処理安全確保支援士は、通常「当然払うべきである注意」を払って行動するのみならず、情報処理安全確保支援士が専門家として当然提案するであろうことや、対応すべきであろうことをしない、できない、又は期待のレベルに達していないなどの場合にも、情報処理安全確保支援士の制度そのものの信用を落とすおそれがあることを、強く意識する必要がある。

信用保持については、情促法第24条にも定められており、違反した場合は、情促法第19条に基づき、処分が科せられることがある。

### 5. 自己研鑽

情報処理安全確保支援士は、専門家としての能力を必要とされる水準に維持し、かつ自らの知識・技能を高めなければならない。

#### 【説明】

サイバーセキュリティ分野での問題・課題は、常に変化しているので、情報処理安全確保支援士は、継続的に学び続け、専門家としての知識・技能を維持するように常に注意を払う必要がある。

このため、情促法第26条には、情報処理安全確保支援士は「独立行政法人情報処理推進機構の行うサイバーセキュリティに関する講習(以下、「講習」という)を受けなければならない」と義務づけている。

また情報処理安全確保支援士は、常に自らの知識・技能を高めるよう、義務付けられた講習の受講のみならず、経験や学習、情報収集や人脈形成を通じて、自己研鑽に努めなければならない。なお、情促法第26条に違反した場合は、情促法第19条に基づき、処分が科せられることがある。